

令和4年3月18日

令和4年第1回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会報告資料

産業労働局

目 次

ページ

3月22日以降の県の取組について 1

(第55回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

3月22日以降の県の取組について

令和4年3月17日

Kanagawa Prefectural Government

県民の皆さんに対して

現在	3月22日～
<p>一人ひとりが徹底用心</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛(法第31条の6第2項) ○感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛(法第24条第9項) ○生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛(法第24条第9項) ○昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底(法第24条第9項) ○人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避(法第24条第9項) ○感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨(法第24条第9項) ○飲食店を利用する場合は、1テーブル4人以内の人数制限(法第24条第9項) 	<p>一人ひとりが徹底用心</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会食の際は、短時間、少人数、マスク飲食の実践(法によらない働きかけ) ○マスク飲食実施店の利用を推奨(法によらない働きかけ) ○M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の徹底(法によらない働きかけ) ○高齢者や基礎疾患のある方に対して、家庭内でもマスク着用などの「うつさない」対策の実施(法によらない働きかけ)

Kanagawa Prefectural Government

飲食店・大規模集客施設等に対して

	現在	3月22日～
飲食店等	<p>○営業時間の短縮(法第31条の6第1項) 【マスク飲食実施店認証店】</p> <p>①5時から21時までの時短要請・酒類提供可(11時～20時30分)</p> <p>②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 【非認証店】</p> <p>5時から20時までの時短要請・酒類提供停止</p> <p>○利用者の人数制限(法第24条第9項) 1テーブル4人以内</p> <p>○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)</p>	<p>○短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨(法によらない働きかけ)</p> <p>○マスク飲食実施店認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ)</p> <p>○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)</p>
大規模集客施設等	<p>○入場整理・人数制限等の感染防止対策の要請(法第31条の6第1項、令第5条の5)</p> <p>○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)</p>	<p>○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)</p>

Kanagawa Prefectural Government

イベントに対して

	現在	3月22日～																																		
○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>5,000人以下の施設</th> <th>5,000人超の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声あり</td> <td>チェックリスト公表</td> <td colspan="2">5,000人を上限として収容定員の半分まで可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大声なし</td> <td>チェックリスト公表(安全計画なし)</td> <td>収容定員まで可</td> <td>5,000人まで可</td> </tr> <tr> <td>安全計画策定</td> <td></td> <td>2万人を上限として収容定員まで可</td> </tr> </tbody> </table>			5,000人以下の施設	5,000人超の施設	大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可		大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可	<p>○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大声※1</th> <th>区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表</th> <th>5,000人以下の施設</th> <th>5,000人超～10,000人以下の施設</th> <th>10,000人超の施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あり</td> <td>チェックリスト公表</td> <td colspan="3">収容定員の半分まで可</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">なし</td> <td>チェックリスト公表(安全計画なし)</td> <td>収容定員まで可</td> <td>5,000人まで可</td> <td>収容定員の半分まで可</td> </tr> <tr> <td>安全計画策定※2</td> <td></td> <td colspan="2">収容定員まで可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」 ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要 ・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提</p> <p>○感染防止対策の徹底 (法によらない働きかけ)</p> <p>○直行直帰の呼びかけ (法によらない働きかけ)</p> <p>○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)</p>	大声※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人以下の施設	10,000人超の施設	あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可			なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可	安全計画策定※2		収容定員まで可	
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設																																	
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可																																		
大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可																																	
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可																																	
大声※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人以下の施設	10,000人超の施設																																
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可																																		
なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可																																
	安全計画策定※2		収容定員まで可																																	
○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)																																				
○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)																																				